

# 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案について

## 一 小学校等学級編制の標準の改定

公立の小学校等の同学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数の標準を40人から35人に引き下げること。

## 二 中学校等学級編制の標準の改定

公立の中学校等の同学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数の標準を40人から35人に引き下げること。

## 三 その他

学級編制の標準の改定は、以下のスケジュールに従って行うこと。

28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
小2	小3	小4	小5	小6	
			中1	中2	中3